

報告第2号

専決処分の報告（令和7年度村道大木喜名線整備工事請負契約の変更）について

令和7年6月19日議案第46号で議決された令和7年度村道大木喜名線整備工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和8年3月3日提出

読谷村長 伊 波 篤



建設工事請負変更契約書

令和 7年 6月 19日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 令和7年度村道大木喜名線整備工事
2. 工 事 場 所 読谷村字大木地内
3. 工 期 自 令和 7年 6月 20日
至 令和 8年 2月 28日
4. 変 更 後 の 工 期 自 令和 7年 6月 20日
至 令和 8年 3月 13日
5. 原契約額に対する変更減額 ¥173,800-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥15,800-)
6. 変更後の請負代金額 ¥57,576,200-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥5,234,200-)
7. 契約保証金 免 除
8. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 7年 2月12日

発 注 者 読谷村長

石嶺 傳實



受 注 者 住 所

沖縄県読谷村字座喜味2753番地210

商号又は名称 株式会社沖秀建設

氏 名 代表取締役 照屋 秀明



令和7年度村道大木喜名線整備工事 計画平面図

S=1/1000

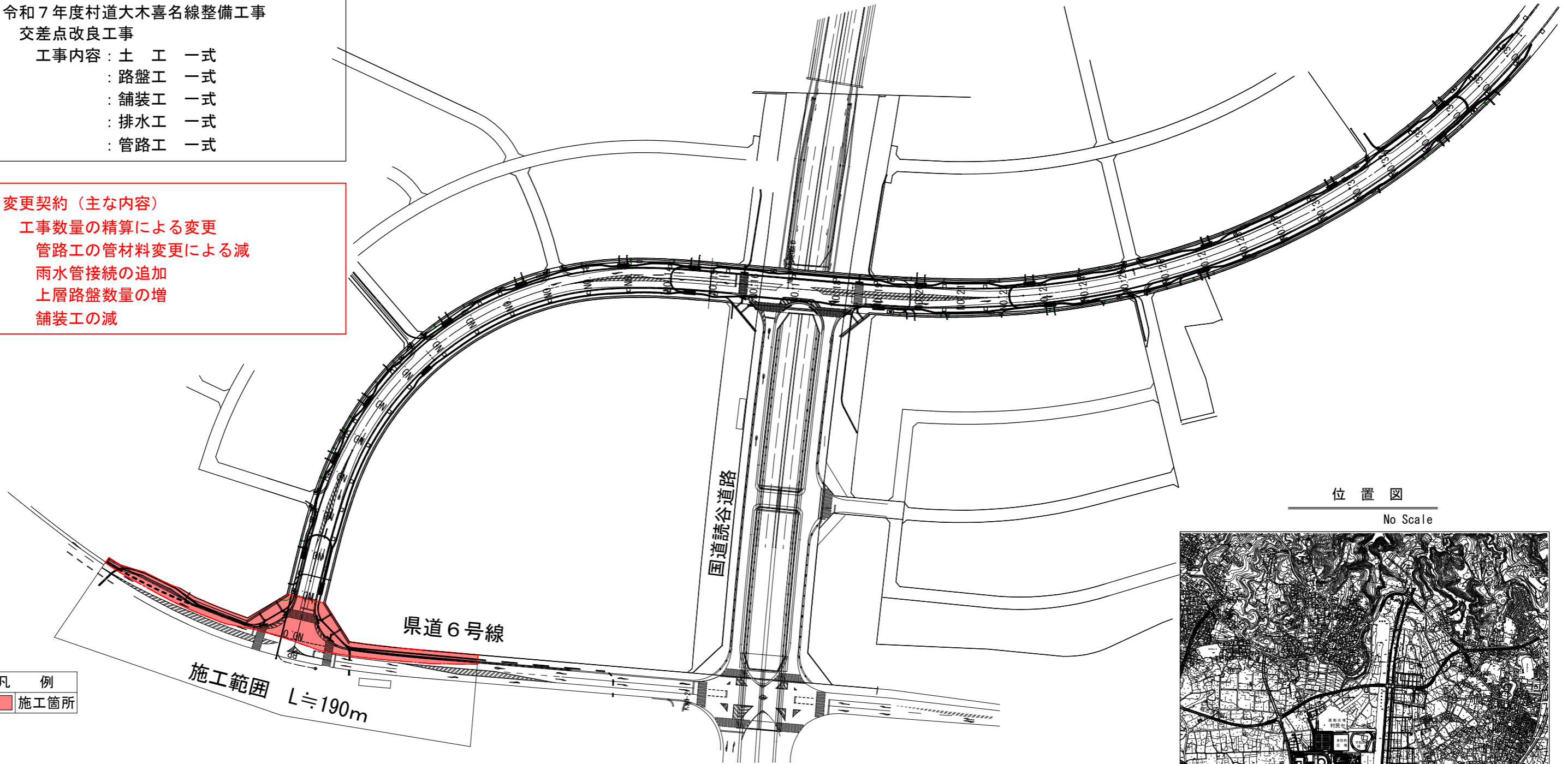
令和7年度村道大木喜名線整備工事

交差点改良工事

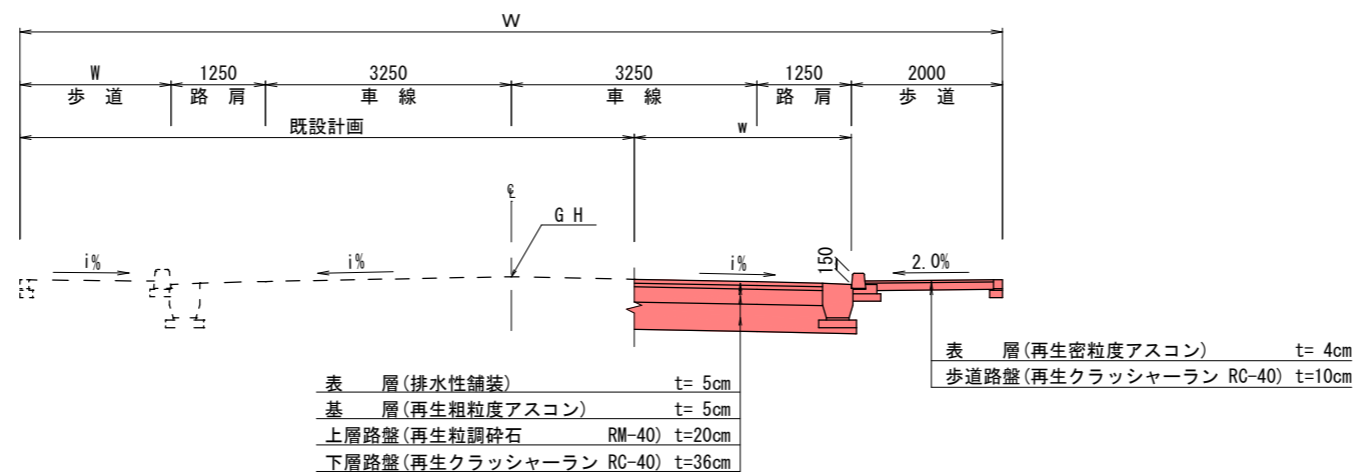
- 工事内容：土工 一式
- ：路盤工 一式
- ：舗装工 一式
- ：排水工 一式
- ：管路工 一式

変更契約（主な内容）

- 工事数量の精算による変更
- 管路工の管材料変更による減
- 雨水管接続の追加
- 上層路盤数量の増
- 舗装工の減



凡 例
 施工箇所



位置図

No Scale

